

公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース

福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆ ほうじん 秋号

◆ 花いっぱい運動のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
11	12	火	「税を考える週間」協賛行事	15:00～17:00	於：福岡ガーデンパレス
11	14	木	厚生委員会	15:00～16:00	於：事務局会議室
11	15	金	福岡地区五法人会共催講演会	14:00～15:30	於：ソラリア西鉄ホテル福岡
11	19	火	年末調整説明会（1回目）	14:00～16:00	於：福岡ガーデンパレス
11	28	木	年末調整説明会（2回目）	10:00～12:00	於：福岡ガーデンパレス
11	28	木	福岡地区五法人会 税制委員会	14:00～15:30	於：AIG福岡ビル AIG会議室
12	3	火	花いっぱい運動	14:30～16:00	於：舞鶴地区36花壇
12	5	木	総務委員会	11:00～12:00	於：事務局会議室

●支部の行事

月	日	曜	内容		
11	1	金	第6支部 地域交流会	18:30～	於：六本松 ぐえん
11	11	月	租税教室	10:45～11:30	於：南 当 仁 小
11	11	月	第1・2支部 草の根租税講座	10:30～12:00	於：大名 公民館
11	13	水	第7支部 バス研修旅行	8:30～17:30	於：佐世保 方面
11	16	土	第3支部 草の根租税講座	10:30～12:00	於：舞鶴 公民館
11	30	土	第5支部 チャリティもちつき大会	11:00～15:00	於：かもめ 広場
12	1	日	第6支部 チャリティもちつき大会	10:00～15:00	於：NHK福岡放送局 野外ステージ前広場
12	6	金	租税教室	10:45～11:30	於：三 宅 小
12	7	土	第3支部 税金クイズ&クリスマスコンサート		於：舞鶴 公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
11	7	木	全国青年の集い 福井大会		於：フェニックスプラザ
11	8	金	〃		於：サンドーム福井
11	12	火	役員会	10:00～11:00	於：事務局会議室
11	22	金	カップリングパーティ	19:00～21:00	於：THE LIVELY
12	5	木	忘年会	19:00～21:00	於：福 新 楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
11	1	金	役員会	11:00～12:00	於：事務局会議室
11	5	火	女性部会合同税務研修会	11:00～14:00	於：ホテルモントレ ラ・スール福岡

(I) 税務カレンダー

11月10日（休日につき11月11日）

- 源泉所得税の納付

11月15日 ●所得税の予定納税額の減額申請

11月30日（土曜・休日につき12月2日）

- 所得税の予定納税額（第2期分）の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 3月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

(II) 知らないと損する税情報

車両の減価償却

税理士 堤 一 博

今回は、車両の減価償却についてお話しします。

ご承知のとおり、減価償却については、会社法では「償却すべき資産については、事業年度の末日において相当の償却をしなければならない」（会社計算規則5条2項）としながらも、その計算方法等については規定がありません。

その一方で、法人税法は、事業の用に供することで減価する固定資産の範囲、その取得価額の費用配分に関する残存価額、耐用年数及び償却率等を法定し、各事業年度の所得金額の計算上、損金に算入される償却限度額の計算方法を定めています。

一般的な償却方法については、現在、(1)定額法、(2)定率法、(3)生産高比例法、及び(4)リース期間定額法があります（法人税法施行令48条）。

さて、**標題の「車両」の減価償却の計算は**、取得価額を確定したうえで、耐用年数に応じて、上記の償却方法のうち「定率法」「定額法」のいずれかを用いて行います。

まず、「取得価額」ですが、一般的には、①車両本体の購入価格、②付属品価格（例えば、カーナビ等）及び③特別仕様価格（いわゆるオプション品）で構成されます。別途、納車費用があれば「取得価額」に含まれますが、リサイクル預託金は、廃車の際に経費処理されることから、「前払費用」または「長期前払費用」として資産計上します。

次に、取得価額が確定したら、資産の種類・用途等に応じて法令で規定されている償却期間（法定耐用年数）に応じて、各年度に減価償却をしていきます。この法定耐用年数は、国税庁HP「主な減価償却資産の耐用年数表」で確認することもできます。自動車は「車両・運搬具」に該当し、「鉄道用・軌道用車両」、「特殊自動車」、「運送事業用・貸自動車業用・自動車教習所用」及び「前掲のもの以外のもの」に分けて定められています。一般的に会社で使用する普通の乗用車の場合には、「前掲のもの以外のもの」の「その他」の耐用年数を使い、6年となります。

※ 以下の表は、筆者が「減価償却資産の耐用年数表 別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」から車両に係るものを抜粋したものです。

前掲のもの以外のもの			運送事業用・貨自動車用・自動車教習所用			
自動車	小型車 (注1)	4年	自動車 (注2)	小型車 (注3)	3年	
	貨物自動車	ダンプ式		4年	大型乗用車 (注4)	5年
		その他		5年	その他	4年
	報道通信用	5年	乗合自動車		5年	
その他	6年	自転車、リヤカー		2年		
2輪・3輪自動車		3年	被けん引車その他のもの		4年	
自転車		2年				
リヤカー		4年				

(注1) 総排気量が0.66リットル以下

(注2) 2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く

(注3) 貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下

(注4) 総排気量が3リットル以上

また、中古車の場合、事業の用に供したとき以後の使用可能期間を見積る会計処理も可能ですが、実務的には簡便法により算定した年数によることがほとんどです。簡便法による耐用年数の算定方法は、次のとおりです。

①法定耐用年数の全部を経過した資産	その法定耐用年数の20パーセントに相当する年数
②法定耐用年数の一部を経過した資産	その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20パーセントに相当する年数を加えた年数

ところで、車両にまつわる事例で比較的多いのが“社用車の個人使用の取扱い”です。

社用車ですから、会社名義で購入し、事業の用に供する限り、車両購入費は減価償却費、ガソリン代、税金、保険料、タイヤや整備費用などは車両費等として会社経費となりますが、社用車を個人の専属的使用を認め、かつ、前述のような車両維持費用等を会社で負担した場合には、ほぼ100%の個人使用となり、その経済的利益の課税という問題が生じます。

国税不服審判所の「経済的利益」に係る公表裁決を紹介します。なお、出典は、国税不服審判所のHP（公表裁決要旨）で、筆者において一部字句を修正しています。

本事例では、代表者（実質経営者）の妻が個人的に使用していた会社名義の車両は、実質経営者の妻が無償で専属的に使用していた事実を認定した上で、当該車両の使用につき通常支払うべき使用料の額に相当する経済的利益を代表者が享受していると認められるものの、当該車両を実質経営者に贈与したとまでは認められないとしたものです。

税務当局は、同社の実質経営者の妻が個人使用するために会社名義で取得した車両について、同社が実質経営者の指示により本件車両の取得費等を費用に計上していること、実質経営者の妻は同社の役員又は従業員ではなく、実質経営者が同社の100%株主であることからすれば、本件車両の取得費等は、実質経営者に対する役員給与に当たり、また、個人で使用する目的で取得した本件車両の取得費等を請求人の費用に計上したことは、法人税法第34条《役員給与の損金不算入》第3項に規定する隠ぺい又は仮装による役員給与に当たる旨主張しました。これに対して、同社は、①本件車両の購入に関する注文の当事者であり、②信販会社を通じて本件車両の売買代金を支払い、③自動車車検証

に使用者として記載されていることからすると、本件車両の所有者は同社であると認めるのが相当であり、同社から実質経営者に対して本件車両の贈与があった等、同社が一定の行為をしたことにより実質的に実質経営者に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらしたとまでは認めることができず、仮装隠ぺいと認めるに足る証拠もない旨、主張しました。

裁決では「実質経営者の妻は、実質経営者の権限を利用して、本件車両を専属的に利用していることが認められるから、実質経営者は、本件車両の使用につき通常支払うべき使用料の額に相当する経済的な利益を享受しているというべきであり、当該経済的な利益の額は、実質経営者に対する役員給与に当たる」としました。

個別事例ですからそのまま適用できるとは限りませんが、役員給与とされることを回避するためには、社用車を個人使用する場合に、車両の取得価額を基礎とし車両関連費用を加味したその資産利用価値を算定して、使用期間等に対応する使用料を徴収する必要があります。厳密に考えると、役員のみならず従業員についても発生する可能性があります。なお、使用割合を用いる場合には、車両の使用実績簿等の記録の保存が必要となります。

また、これとは反対に個人所有の車両を会社の業務に使用するためにリースする場合には、その会社の経費となるリース料は個人の雑所得となり、ガソリン代、ETC、保険等料は会社負担とされますので、必要経費は個人負担の車両の減価償却費、諸税金等になると考えられます。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	12					
2025	1	30(木)	未定	本部	新春講演会・会員交流会 (チラシは12月号に封入予定)	ソラリア西鉄ホテル
	2	19(水)	未定	本部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス
	3	19(水)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
19(水)		16:00~17:00	〃	理事会	〃	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)